

# 令和6年度高校生問題行動等防止推進事業委託企画提案仕様書

## 1 委託業務名

高校生問題行動等防止推進事業～沖縄県高校生「ちゅらマナーアップ」運動～

## 2 目的

法務省のホームページでは、子どもの人権に関して「いじめや体罰、児童虐待、児童買春や児童ポルノ等の性被害など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。」と記している。

また、文部科学省が公表した生徒指導提要では、児童の権利に関する条約について、条文の概要（①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命、生存発達に対する権利、④意見を表明する権利）について触れ、さらに「同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々などにとって必須だといえます。」と記している。

そこで、高校生自らが人権に関する理解を深め、「性的マイノリティ等多様性への配慮」、「自己信頼感の育成」、「適切な援助希求的態度の促進」といった現状の課題とその解決について考察するフォーラムを開催し、高校生をはじめ社会全体にメッセージを発信することで、「誰一人取り残さない社会づくり」を啓発する機会とする。

## 3 委託上限金額・期間

- (1) 委託上限金額 3, 8 6 7 千円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (2) 期 間 委託契約の日～令和7年2月28日

## 4 委託業務

- (1) 問題行動等防止に関するフォーラムの開催ア フォーラムの企画・運営イ ポスター制作  
ウ リーフレット制作
- (2) 高校生代表者会議（県立学校教育課主催）とタイアップした取組ア のぼり制作  
イ ハンドブック制作（生徒自ら問題行動等を見直すハンドブック）ウ  
「子どもの人権」について生徒の視点から教材用 DVD 制作
- (3) 上記(1)～(2)以外で高校生の問題行動等防止に資する取組（テーマに沿うものに限る。）  
※委託合計金額（一般管理費・消費税除く）の50%未満とすること。

## 5 委託業務内容及び要件

- (1) 問題行動等防止に関するフォーラムの開催令和5年度フォーラムのテーマ：  
沖縄県高校生「ちゅらマナーアップ」フォーラム  
～こどもまんなか社会に向けて、「子どもの人権」を学び、考える～

### ア フォーラムの企画・運営

（内容・講師選定・一般の方も含めた600人程度の集客のための取り組み）

- ①日時：令和6年10月21日（月）13：00～17：00

②場所：アイム・ユニバース てだこホール 大ホール（使用料含む）・・・予約済 ③内容：別添の開催要項例を参考に、基調講演（講師選定等を含む）、パネルディスカッション（児童生徒及び関係機関代表者等）等を企画・実施すること。

イ ポスター制作（デザイン作成：フォーラムの周知・募集用）

- ・規格： B2 4C/-コート 135k
- ・納品： 100部及び電子データをCDに焼き付けて納品
- ・納品日： 8月29日（木）までに県立学校教育課へ納品

ウ リーフレット制作（デザイン作成：フォーラム当日使用）

SNS・スマホ等の問題と効果的な活用に関する広報用として制作すること。

- ・規格： A3 2つ折り コート 110k
- ・納品： 500部及び電子データをCDに焼き付けて納品
- ・納品日： フォーラム当日までに県立学校教育課へ納品

(2) 高校生代表者会議（県立学校教育課主催）とタイアップした取組

（県立総合教育センターにて令和5年7月13日（木）開催予定）

ア のぼり制作（県立学校教育課から高校生に対してデザインを募集）

- ・規格： サイズ 横 600mm × 縦 1800mm
- ・納品： 100本を制作し、フォーラムで活用後、県立学校77校及び指定先へ配布すること。
- ・納品日： 指定先へ配布後、残りを2月28日までに県立学校教育課へ納品すること。  
（配布予定先及び配布予定数は、説明会時に明示する。）

イ ハンドブック制作（ハンドブックのレイアウト）

- ・規格： A4 12p
- ・納品： 50,000冊を印刷製本し、県立学校77校及び指定先へ配布すること。  
（電子データをCD焼き付けし、県立学校教育課への提出を含む）
- ・納品日： 指定先へ配布後、残りを2月28日までに県立学校教育課へ納品すること。  
（配布予定先及び配布予定数は、説明会時に明示する。）

ウ 「子どもの人権」についての教材用DVD制作

- ・納品： 110枚を製作し、県立学校77校及び指定先へ配布すること。
- ・納品日： 指定先へ配布後、残りを2月29日までに県立学校教育課へ納品すること。  
（配布予定先及び配布予定数は、説明会時に明示する。）

(3) 上記(1)～(2)以外で高校生の問題行動等防止に資する取組

事業費の範囲内で本事業の趣旨を達成するための取組（広報活動等）を提案すること。

(4) 実績報告書の作成・提出

受託者は、支出関係証拠書類等と併せて、以下の内容を含む実績報告書を作成し、事業完了と同時に提出すること。

ア フォーラムに係る記録

イ 高校生代表者会議に係る記録

- ウ 本事業で作成した成果物の写真等の記録
- エ 本事業の打合せに係る議事録

## 6 事業実施に係る経費

### A. 直接人件費（それぞれ以下の業務を行うことを想定している。）

#### <統括責任者>

- ・本委託事業の統括

#### <企画担当者>

- ・県立学校教育課との打合せ
- ・フォーラムの企画、準備
- ・フォーラム当日の進行
- ・ハンドブック編集委員会の運営
- ・その他、広報や継続的な啓発の企画
- ・外注管理
- ・その他、必要な業務（※具体的にあげること。）

#### <制作担当者>（※企画担当者が兼ねることが出来る。）

- ・ポスター制作
- ・リーフレット制作
- ・のぼり制作
- ・ハンドブック制作
- ・教材用 DVD 制作
- ・その他、必要な業務（※具体的にあげること。）

※制作に係る費用について、再委託等で行い、直接人件費での記載が難しい場合には、直接経費の方で計上し、金額の根拠がわかるようにすること。

### B. 直接経費

#### (1) 問題行動等防止に関するフォーラムの開催

- ア フォーラムの開催会場使用料空調会場機材その他出演者謝金出演者交通費等司会謝金  
当日スタッフ（駐車場係等）フォーラムに係る消耗品費  
その他、必要な経費（※具体的にあげること。）

- イ ポスター制作  
ポスター印刷費

- ウ リーフレット制作  
リーフレット印刷費

#### (2) 高校生代表者会議とタイアップした取組

- ア のぼり制作  
のぼり・ポール発送

- イ ハンドブック制作ハンドブック印刷費

- ウ 教材用 DVD 制作

## DVD 制作費

(3) 上記以外の高校生の問題行動等防止に資する取組

※委託合計金額（一般管理費・消費税除く）の50%未満とすること。

(4) 一般管理費（A+B-（再委託費）×10%以内）

(5) 消費税

## 7 経費積算及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出することとし、3,867千円（消費税込み）の範囲内で見積もる。

(2) 各経費は、回数、単価、個数等、算出根拠が分かるように明記する。

## 8 著作権等

成果物及びフォーラム等で提供する資料に関する著作権及び所有権は、沖縄県教育委員会に帰属する。ただし、外部講師等による資料等、第三者の著作権等その他の権利に属するものの使用については、各関係者と事前に調整・確認を行うなど、適切な処理を行うこと。

## 9 個人情報等の取り扱い

本事業に必要な資料・成果物等の作成に際しての個人情報については、沖縄県個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うこと。

## 10 再委託に係る禁止・制限・範囲・承認等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

|  |
|--|
| ○契約の主たる部分契約金額の50%を超える業務<br>企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務 |
|--|

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

|   |
|---|
| ○再委託により履行することのできる業務の範囲ポスター・リーフレット・のぼり・ハンドブック・DVD等の制作・発送。<br>ラジオ・新聞・交通機関等での広告。webサイトの作成・運用等。 |
|---|

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

|   |               |
|---|---------------|
| ○その他、簡易な業務資料の収集・整理 複<br>写・印刷・製本広告・広報 成果物の配達 | 原稿・データの入力及び集計 |
|---|---------------|

#### 11 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、委託業務の一部又は全部を中止することができるものとする。ただし、「問題行動等防止に関するフォーラム」については、オンライン等により開催する。
- (2) 上記により委託業務を中止または実施方法変更した際の業務遂行及び経費については、県と受託者が協議の上、決定する。

#### 12 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、沖縄県教育委員会と緊密な連携を図ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて沖縄県教育委員会、受託者双方で協議し定める。